第三百六十七号

セイコーマート

四月六日 木

日

曜

ジャパン 株式会社セブン – イレブン・東京都千代田区二番町八番地八

同

同

五年

令和

# ○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について・・・

○開発行為に関する工事の完了について……………

二号 株式会社ローソン東京都品川区大崎一丁目十一

番 同

同

社五千 番葉 地一千

葉市美浜区中瀬一丁目

同

同

式会社ポプラ 株字久地六百六十五番地の一 株広島県広島市安佐北区安佐町大

同

同

一号 株式会社ファミリーマー東京都港区芝浦三丁目一番二十

同

同

番一号 .

山崎製パン株式会社-代田区岩本町三丁目

同

同

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出…………………………………………二六

公

告

示

目

次

○放置違反金収納事務の委託…………………………………………………………………………一六一

## 山梨県告示第百二十七号

告

不

上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十六の規定により、 次の表

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

丁目四百二十一番地 株式会社北海道札幌市中央区南九条西五 ービス 七号 株式会社しんきん情報サ東京都港区港南一丁目八番二十 番八号 株式会社山梨中央銀行山梨県甲府市丸の内一丁目二十 サービス株式会社 目六番七号 地銀ネットワーク 東京都中央区日本橋本石町四丁 委託した相手方の住所及び名称 |委託した事務の内容 収納事務における放置違反金の直営店舗及び加盟店舗 収納情報の処理収納した放置違反金を収納した放置違反金を まとめ 関する収納情報の取り 収納した放置違反金に 同 和六年三月三十 委託した期 同 同 同 間 -一 日 か ら 令

### 公 告

# 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- ズホールディングス 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 平本忠 茨城県水戸市城南二丁目七番五号 株式会社ケー
- 1

届出の概要

- 目二千百五十二番外 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ甲府店 山梨県甲府市国母五丁
- 2
- 表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

県 公 報 第三百六十七号 令和五年四月六日

Щ

梨

	ı	L	
/	٠	,	١
_			

変更前	変更後
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号代表取締役 平本忠株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南二丁目七番五号代表取締役 平本忠株式会社ケーズホールディングスー

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前	変更後
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号代表取締役 平本忠株式会社ケーズホールディングス	茨城県水戸市城南二丁目七番五号代表取締役 平本忠株式会社ケーズホールディングス

3 変更の年月日 令和四年八月一日

届出年月日 令和五年三月十七日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

Ŧ 縦覧期間 この公告の日から令和五年八月七日まで

### 公共測量の実施

第一項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量 (砂防基盤図作成)
- 測量の地域 韮崎市、 南アルプス市及び中央市
- 三 測量の期間 令和五年三月八日から令和五年十月三十一日まで

公共測量の終了

第 測量法 一項の規定により中北林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

> 公示する。 通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量
- 測量の地域 山梨県韮崎市神山町武田地内外
- 測量の期間 令和四年四月二十五日から令和五年二月二十四日まで

三

### 公共測量の終了

ので、 第二項の規定により甲斐市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた 測量法 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 測量の種類 公共測量(デジタル航空写真撮影)
- 測量の地域 甲斐市 (山間部を除く全域
- 測量の期間 令和四年十一月二十八日から令和五年三月二十四日まで

 $\equiv$ 

### 公共測量の終了

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第二項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年四月六日

する。

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 測量の種類 公共測量(地図情報レベル500、0) 5mメッシュ)
- 測量の地域 笛吹市春日居町鎮目地先外
- 三 測量の期間 令和四年九月五日から令和五年二月二十八日まで

#### 公共測量の終了

を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示 第二項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 測量の地域 笛吹市八代町竹居地内外
- 三 測量の期間 令和四年九月一日から令和五年一月二十五日まで
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年四月六日

山梨県知事 長 幸 - 太郎

部、九百三十三番、九百三十四番、九百三十五番の一部、九百三十七番の一部、九百 八百九十番十五、八百九十番十六の一部、九百三十一番の一部、九百三十二番の一 番十の一部、八百九十番十一、八百九十番十二、八百九十番十三、八百九十番十四、 の一部、八百七十六番の一部、八百九十番一の一部、八百九十番九の一部、八百九十 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北杜市須玉町穴平字蟹坂八百七十四番一

三十八番、九百三十九番の一部、九百五十五番の一部、九百五十六番、九百五十七

番、九百六十番一の一部、九百六十番二、九百六十三番の一部、九百六十四番、九百

六十五番、九百六十七番、千十六番の一部、道の一部及び水の一部 公共施設の種類、位置及び区域

道路 地 公共施設の種類 水路 緑 位置及び区域 次の図のとおり

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所

三 エーティー株式会社 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県北杜市須玉町穴平八百九十番一 代表取締役 鈴木 正敏 エム

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 完了した。

令和五年四月六日

太

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 千七百四十番一、千七百四十番二、千七百四十番三、千七百四十番四、千七百四十番 二、千七百三十八番四、千七百三十八番五、千七百三十八番九、千七百三十八番十、 公共施設の種類、位置及び区域 番一、千七百五十一番二、千七百五十一番六、千七百五十一番七、千七百五十三番 千七百四十三番一、千七百四十四番一、千七百四十四番二、千七百四十四番三、千七 千七百五十五番二、千七百五十五番三、千七百五十五番四、道及び水 十七番二、千七百四十八番一、千七百四十八番二、千七百四十八番三、千七百五十一 百四十四番四、千七百四十五番一、千七百四十五番二、千七百四十七番一、千七百四 五、千七百四十一番一、千七百四十一番二、千七百四十一番四、千七百四十一番五、 一、千七百五十四番一、千七百五十四番二、千七百五十四番三、千七百五十五番一、 山梨県知事 北杜市武川町牧原字巾下千七百三十八番 郎

道路 地 公共施設の種類 水路 緑 次の図のとおり 位置及び区域

に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び北杜市役所

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県北杜市武川町牧原千七百四十七番 | 株式会社 オキサイド 代表取締役 古屋 保典

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

六百七十七番一、道及び水 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 韮崎市栄一丁目三千六百六十二番、三千

公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類 位置及び区域

梨県公 報 第三百六十七号 令和五年四月六日

Щ

Щ

道路 地 水路 緑 次の図のとおり

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市住吉三丁目二十四番二十号 社会福祉 ゆうゆう 理事長 矢巻 行祥

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田東四丁目三千五百四十 五番一の区域

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市上吉田字熊穴四千五百八十 四番地 社会福祉法人 明清会 理事長 立川 篤志

発行者

Щ